

全 員 協 議 会 資 料
令 和 5 年 1 月 2 0 日

東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(案)の骨子について

東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）の骨子について

1. 条例制定の背景

(1) 法改正の概要（地方自治法の改正：令和2年4月1日施行）

長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を、条例において定めることができるようになりました。

(2) 法改正の背景

従前の法制度上、住民訴訟（※）の対象となる長や職員等の損害賠償責任については、軽過失の場合においても、損害の全額について責任を追及される可能性があります。そのため、住民訴訟は、不適正な事務処理の抑止効果がある一方で、

- ① 住民訴訟において、軽過失の場合にも、長や職員等が多額な責任を追及されることがあり、これによる心理的負担により、柔軟な職務執行において萎縮が生じ、果敢な施策展開に支障が生じる可能性がある。
- ② 国家賠償法上の公務員個人への求償要件(故意・重過失に限定)との均衡。
- ③ これまで、長や職員等の損害賠償責任を軽減する制度がないことから、自治体の債権を放棄する議決が行われてきた。

以上のことから、軽過失における損害賠償責任の追及の在り方の見直しを行い、長や職員等の個人が負担する損害賠償額を軽減する措置を講じるものです。

※ 住民訴訟とは、自治体の首長等が公金の違法支出などで自治体に損害を与えた場合、監査請求を経た上で、被害回復を求めて住民が提訴できる制度です。

(3) 都、他市の取組状況

東京都の条例施行日：令和2年4月1日

他市の状況（令和4年12月現在）

制定済：26市中14市（八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、狛江市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、国分寺市）

3. 今後の予定

- (1) 令和5年第1回東大和市議会定例会に条例（案）を提案（令和5年2月）
- (2) 条例の施行（令和5年4月1日）

2. 条例の概要

(1) 制定する条例の概要

市長等の当市に対する損害賠償責任に基づく額から、基準給与年額に市長等の区分に応じて定める数を乗じて得た額を控除して得た額を免責します（※職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限ります）。

※ 善意でかつ重大な過失がない場合とは、違法な支出等を行った職員等が、違法な職務行為によって地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指します。

(2) 実質的な負担額（国の参酌基準（政令））

対象	実質的な負担額（当該額を超える額を免責）
市長	基準給与年額の6倍
副市長、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	基準給与年額の4倍
農業委員会の委員及び固定資産評価審査会の委員、公平委員会の委員	基準給与年額の2倍
職員	基準給与年額の1倍

※基準給与年額

原因となった事実が生じた月の給料又は報酬×12か月+同年度の期末・勤勉手当+同月の各種手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等は除く）×12か月

【実質的な負担額のイメージ図】

